

神奈川県手話言語条例

が制定されました。

県民の手話に対する理解を深め、

手話を利用しやすい環境を

整備していくことが必要であると考え、

手話の普及等に関する施策を推進するための

条例が制定されました。

平成 27 年4月1日 施行だよ。



【条例の主な内容】

この条例では、ろう者とろう者以外の者が

共生することのできる地域社会の実現を目指して、

__基本理念

県の責務・県民、事業者の役割

____手話推進計画

等について定めています。





基本理念

手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が相互に、

その人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のために、 意思疎通や情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることを県民の理解の下に、 推進していきます。

県の責務等

県は、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行い、 手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進していきます。 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、 市町村と連携・協力に努めます。



県民、事業者の役割

県民は、手話に対する理解を深めるよう努めます。

手話を使用する者は、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力し、 手話の普及に努めます。

事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、

又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めます。

手話推進計画

県は、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 手話推進計画を策定し、実施します。

県は、手話推進計画の策定又は変更するときは、県民の意見を聴き、 反映するように、必要な措置を行います。

キンタロウのQ&Aコーナー



ろう者ってどういう人のこと?

・この条例では、耳(聴覚)に障害があり、手話を言語として日常生活や 社会生活を送っている人のことです。



手話を広めるのはどうして?

・県ではろう者とろう者以外の人が共生することのできる地域社会の実現 を目指すため、意思疎通を行う言語としての手話の普及を図るものです。



保健福祉局福祉部地域福祉課調整グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)210-4804(直通) FAX(045)210-8857

お問い合わせの際にはホームページの「お問い合わせフォーム」もご利用ください。

平成27年1月発行 平成 27 年 4 月修正